

見込んでいる。輸入鋼材は5万t、輸入銑は34年度の約半分の17万tと見ているが、輸入銑は34年度の契約のずれが35年度に持ち越される分だけです。すでに過剩気味になる見通しであり、新規契約の入る余地はないと重工業局は見ている。(12. 10. 日刊工業)

大谷重工業 1,000 t 高炉を建設

大谷重工業(本社東京、大谷米太郎社長)は1,000 t 高炉を中心とする銑鋼一貫工場を大阪市西淀川区中島町(神崎川じり)に38年春まで建設すると発表した。同社は厚板、中板、条鋼などを生産する平炉メーカーだが、高炉の建設について熱間、冷間のストリップミルを建設、冷延薄板に進出する。この工場が完成すれば現在の高炉8社、300 t 高炉を建設中の大阪製鋼について10番目の銑鋼一貫メーカーが生れることになる。計画の主な内容はつぎの通り。

1. 大阪市西淀川区中島町の同社所有地165万m²のうち100万m²を第1期工事として4.5mの高さにかさ上げ、同時に護岸工事を行ない、35年度から1,000 t 高炉の建設に着工、37年度末までに高炉と付帯設備、コークス炉、副生硫安製造設備、80 t 平炉3基、25 t 転炉2基、分塊工場(年間50万t)、酸素工場などを完成する。

2. 同社の34年度生産計画は鋼塊41万tで、37年度には96.4万tにふやす予定だが、新工場の完成によつて38年度には新しく銑鉄35万t、鋼塊25.4万t、薄板21.4万tが加わる。

3. 工事費は高炉から分塊工場までの製鋼過程で100億円(全額自己資金)、ストリップ工場までを含めると270億円で、あとの170億円は株式公開による増資など外部資金にもたよる。(12. 4. 日本経済)

住友金属和歌山 200 t 平炉操業

住友金属工業和歌山製造所は、かねて100 t 平炉1基の200 t への改造工事を行なっていたが、このほど完工、12月9日午前9時初出鋼を行なった。これは33年10月以降20.8億を計上して合理化を図っている製鋼設備増強対策の一環として34年3月から工事を進めていたもので、200 t 平炉(1基は7月完成)の改造と分塊圧延工場の完成(35年1月末本格操業)により製鋼設備の増産態勢をととのえたことになる。(12. 11. 日刊工業)

中山製鋼名古屋製鋼所の工事進捗

中山製鋼が愛知県知多郡武豊町に建設中の名古屋製鋼所第1期工事はようやく35年3月末完成の見通しとなった。同所は70 t 平炉2基、ワイヤロッド圧延機を含む延べ23,000m²、月産能力20,000 t の製鋼圧延工場を武豊港に臨む埋立地に建設中のもので、早ければ34年末に火入れが予定されていたが、伊勢湾台風に直接さらされ、ほとんど完成をみていた圧延工場の建屋半壊をはじめ、平炉工場鉄骨の倒壊、資材流失など約2億円に達する大被害を受けたため完成が大巾に延びていたもの、しかし昼夜作業により建設は意外に早まり、建屋関係では圧延工場はほとんど完成、設備機械の入荷をまつばかりであり、平炉工場も骨組みの大半を終り、工事全体としては60%以上を完工しており、このまま進めば3月末には1号平炉の火入れが可能視されている。

(12. 19. 日刊工業)

2,000 t 高炉受注

三菱造船広島造船所ではこのほど富士製鉄から東洋最大の2,000 t 高炉および焼結設備を受注した。高炉の本体は鉄皮式で8本柱とヤグラ併用の形式である。焼結機の本体は巾が8 ft で冷却装置には純国産の大型クーラーが使用される。工費は約8億円で完工は35年12月の予定。(12. 11. 日刊工業)

35年度の科学技術振興重点対策

科学技術会議は、12月2日首相官邸で第5回本会議を開き、「35年度における科学技術振興の重点方策について」の答申案を全会一致で可決、政府に正式答申した。答申内容はつぎのとおり。

1. 基礎的科学技術の振興 わが国の産業その他の活動部門における重要技術は、独創性に乏しく技術導入に依存する傾向がいちじるしい。これは基礎的科学技術の分野における立ち遅れを物語るものである。そこで35年度においてはつぎの施設を実施する必要がある。

(1) 大学の教育および研究機能の充実 国立大学の研究費を戦前の水準まで引上げること、教育および研究施設の近代化をはかること、国立以外の大学に対しても助成を行なう。(2) 各省庁関係研究機関(理化学研究所を含む)の整備充実。

2. 科学技術者の養成と処遇改善 わが国の科学技術者の不足は年々はなはだしさを加え、経済発展にとつても大きな障害になろうとしている。本会議が近く策定する人材養成10カ年計画開始の前提として、とりあえずつぎの施策を必要とする。

(1) 理工系学生増員計画 現行の経済5カ年計画による8000人増員3カ年計画の最終年次として国立私立を通じて約2000人の増員を行なう。(2) 大学教官と研究公務員の処遇改善

3. 民間における科学技術活動の育成 (1) 科学技術関係の税制上の措置—研究設備などの減価償却の取扱い、研究施設、研究費に対する寄付金の損金繰入れ、科学技術関係賞金所得に対する非課税措置の適用について現行制度の一そうの弾力的運営に配慮するとともに、科学技術の振興に資する税制の改善合理化についても検討を行なう。(2) 科学技術関係の委託費補助金の措置—研究の助成は各省庁施策のうちとくに考慮すること。なお科学技術の普及啓発事業、流動研究員制度の運営、国際学術交流に関する事業について留意すること。

4. 特別指定研究などの推進 国が実施し、または援助を行なう重要研究のうち、とくに、(1) 研究成果が多くの分野に応用され、わが国の産業構造に大きな変革を与える要因となるもの、(2) 国際協力を必要とし、国家的見地から直ちに参加する必要があるもの、(3) 大きな人的、物的損失をもたらす災害、疾病の基本的対策として研究の達成が望まれるものを特別重要研究として指定する。さし当り台風防災科学技術、宇宙科学技術、基礎電子工学、核融合、海洋科学技術および対がん科学技術の6部門を指定し、その研究の総合的な推進をはかるとともに、研究の調整をさらに効果あらしめる措置を考慮する。なお必要に応じて研究所の新設についても検討する。(12. 3. 日刊工業)